

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部を改正する政令案 要綱

1 特別特定一戸建て住宅建築主等及び特別特定一戸建て住宅建設工事業者等の指定に係る基準となる住宅の戸数の設定

- (1) 特別特定一戸建て住宅建築主の指定に係る基準となる、前年度に新築した分譲型一戸建て規格住宅の戸数を二千戸とする。(第六条第一項関係)
- (2) 特別特定共同住宅等建築主の指定に係る基準となる、前年度に新築した分譲型規格共同住宅等の戸数を二千戸とする。(第六条第二項関係)
- (3) 特別特定一戸建て住宅建設工事業者の指定に係る基準となる、前年度に新たに建設した請負型一戸建て規格住宅の戸数を二千戸とする。(第八条第一項関係)
- (4) 特別特定共同住宅等建設工事業者の指定に係る基準となる、前年度に新たに建設した請負型規格共同住宅等の戸数を一万五千戸とする。(第八条第二項関係)

2 その他

その他所要の改正を行う。

3 施行期日

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。（附則関係）